

会議録

会議名 平成 26 年度第 2 回八王子市文化財保護審議会

日時 平成 26 年 9 月 4 日（木） 午後 6：00～午後 7：30

場所 会議 八王子市役所 702 会議室

出席者 【委員】 相原悦夫会長・加藤哲副会長・池上裕子委員・岩橋清美委員・
神立孝一委員・菅原敬委員・津山正幹委員・中村ひろ子委員・
野嶋和之委員・堀江承豊委員・本間岳人委員
【事務局】 田島巨樹課長・金子征史主査・新藤康夫主任・佐藤友紀主事・山本泉
主事

欠席者 阿部朝衛委員・鹿島繭委員

議題 協議事項 (1) 甲州街道イチョウ並木について
(2) 指定文化財候補について
報告事項 (1) 八王子城跡平成 26 年度復元的整備について
その他

公開・非公開の別 一部公開

傍聴人 0 人

配布資料 1. 第 2 回文化財保護審議会次第
2. 協議事項・報告事項資料

会議録 要点筆記とする。

開会

協議事項

(1) 甲州街道イチョウ並木について

- 相原会長 11名出席という事で会議は成立しております。署名委員は加藤委員にお願いします。
- 新藤主任 甲州街道イチョウ並木の件について、事務局からお願いします。
- 新藤主任 伐採する際には相武国道の日野事務所と事業者が先に調整してもらっている。今回は8月4日に一級建築士とコンビニ事業者が、相武国道との調整は進んでいるとのことで市役所に来た。場所は町田街道と交差する付近で、甲州街道の高尾駅寄り。現在は自動車整備工場。同じ場所に平成19年にファミリーレストランを建設する計画があったが、調整する中で中止となった経緯がある。今回のコンビニは大型車の出入りも想定しており、2か所出入口を作る。事業者によれば、そのうち出口のほうはイチョウ1本が邪魔になるので伐採せざるを得ないうえ、移植したり若木を植えたりするスペースはないとのこと。これまでも文化財課は基本的にイチョウの伐採を認めていないが、やむを得ない場合には協議し、移植や若木の植え替えで調整をお願いしてきた。しかし、これまでの土地所有者が土地を手放す現状の中で、イチョウの伐採の話はこれからも続くかもしれない。
- 相原会長 市の天然記念物であるイチョウ並木の本数を減らさないように移植・補植で対応してきたが、3、4年の間に複数本を伐採している現状がある。工事は施工しているのか。
- 新藤主任 まだ国交省と調整中。
- 相原会長 前回の図書館前は施工していたが、今回は異なっている。伐採については土地の所有者と国交省の話し合いで段取りが決まる。審議会としては将来の保存にむけて、どのような回答をするかということになる。
- 新藤主任 国道とその歩道の管理は国交省が行っている。出入口をつくる(切り下げを行う)場合には相武国道に申請する。通常は1申請に対して1箇所だが、平成19年のガソリンスタンド建設の際には多くの人が使うという理由で、複数箇所を認めた。イチョウは1本単位ではなく、並木として(「甲州街道イチョウ並木」)天然記念物に指定されている。これまでは並木としての景観が保たれるかということ判断基準としてきた。
- 神立委員 第1回とは異なるイチョウなのか。
- 新藤主任 別のイチョウである。
- 神立委員 毎回同じ議論をするのは疲れる。同じことの繰り返しだ。切るなどとは言えないのであれば、結論が決まっているのであれば、この場では何を審議するのか。
- 田島課長 市としては景観を守る、というのがスタンス。文審としてはイチョウ並木

- を守るという意見をつけて国交省に返しても構わないと考えている。
- 神立委員 とすれば、意見はひとつしかない。しかし切らないわけにはいかないという返答ではないか。
- 相原会長 まっとうな意見だ。文審としての意見を相武国土に文章で示したほうがよい。審議会として、これ以上切らないでほしいという要望を出すという方向でどうか。
- 池上委員 大型車の出入りのために今以上に大きな出入口が必要なのか。今の出入口は利用できないのか。
- 新藤主任 想定しているコンビニの利用者の中に大型トラックも含めているということだと思われる。
- 相原会長 実地検証が必要かと思われるが、文審がそこまでやるかという問題が出てくる。
- 野嶋委員 毎回同じ議論にならないようにすべきでは。2つの出入口は大きさが異なるように見える。
- 新藤主任 相武国道と調整をしたうえでの図面と思われる。
- 野嶋委員 イチョウを切る切らないをはっきりさせないと、専門的にどうにもならないなら端から切っていくようなものになってしまう。
- 新藤主任 今までは個人の土地所有者だったが、これからはそうもいなくなる。
- 野嶋委員 切るものが天然記念物であることを認識してもらい、納得いくようにするべき。
- 新藤主任 もう一つ、歩道上に地下電柱の装置ができてしまっている。
- 津山委員 前回のセブンイレブン、今回のファミリーマートと足元を見られている気がする。今後こういうケースが増えると思われる。これらのケースは伐採になってしまっており、少なくとも植え替えにすべきでは。
- 新藤主任 植え替えてもバランス良く景観に影響はないという場所は減ってしまっている。植え替えても木が大きくなるとその後苦情が来そうな状況。
- 田島課長 前回の図書館前の伐採については市民から苦情がいくつかあった。そこで文審の判断をおおぎたい。
- 相原会長 伐採する趣旨も含めて検討し、文審の意見を明確にするべきでは。この段階で釘を刺すことが必要。樹木と言っても文化財なのだから、それなりの姿勢を示すことが必要。
- 中村委員 指定文化財なのだから切らないのが大原則。文審が承認したと市民に思われるのは心外。
- 相原会長 事業者のほうで文化財としての認識が薄い。甲州街道の並木のところに文化財の指定表示がないので、文化財に指定されていることをほとんどの人が知らない。
- 中村委員 イチョウを切る場合、文審の許可はいらないのか。

神立委員 切らないという結論を出しても、そうはいかないと言われている。

岩橋委員 毎回承認を得るために会議をしているようだ。それならば、文化財に指定している意味も考え直さなければならない。指定解除も視野に入るが、そうなのは残念だ。

田島課長 並木の景観を指定しているため、景観保持が前提。どこの時点で歯止めをかけるか、どのような条件を付けるかが問題。

岩橋委員 市民が切るなという運動を起こし、意見として提示することはできないのか。

田島課長 事務局で意見は受け止めるが、基本的に文化財は学術的に判断することになるので、参考という形になる。

相原会長 「景観を損なう」という判断基準がないため判断は難しいが、伐採が続くことは「景観を損なうに近い行為」だということで意見を出したり、事業者に文審に来てもらったりすることはできるのではないかと。そして要望書としてまとめ、相手方に出すということもできるのでは。

中村委員 「景観としての指定」というのが難しい。景観の構成要素として譲れないものを議論しなければならない。

菅原委員 今回の場合は木を切らずにうまくできる余地がありそうな気がする。

加藤委員 駐車番号 20 番をつぶしたら出口は幅を狭くできるのではないかと。検討の余地はあると思われる。文審が伐採のお墨付きを与える場にならないようにしたい。

池上委員 市の関わり方が消極的に思われる。切らないで済む交渉を早くやってもらえれば。

新藤主任 まだ決定事項ではない。今回は文化財課への打診。審議会の意見は相武国道に伝え、切らない方向で再検討をお願いしたい。

相原会長 現状変更をしないような再検討をお願いすべき。

神立委員 基本的に伐採に反対するに決まっている。

中村委員 「やむを得ない」という結論は承認したに等しい。

堀江委員 将来的にこうした件は増えると思うので、市のほうでも規制を設けないと歯止めが利かなくなる。国土交通省の担当者も変わるから、文化財のことはわからないのでは。

野嶋委員 そもそも文審は許認可権を持っているのか。事務局からの提案に意見を言うのみなのか。指定を解除する際にも、意見をまとめるだけなのか。業者や相武国道が来て議論をする余地はないのではないかと。

相原会長 (文審の役割は) 基本的には文化財の指定と解除。今回のようなケースは異例。

菅原委員 指定の部分的な解除は可能なのか。

相原会長 それはできない。

中村委員 現状変更に関しては報告事項なのか、審議事項なのか。
田島課長 今回は現状変更の手前という位置づけでご意見をいただいている。
現状変更にあたるかどうかで対応を考えたい。

神立委員 こちらのところ毎年イチョウの伐採があるのではないか。
相原会長 事務局として、相手方にどのように回答するか考えているのか。今回でま
とまらなければ次回に持ち越すことも可能か。

田島課長 そのような形もできると思う。
相原会長 あまり先延ばしにしても意味がない。相手が国であれ、文化財審議会とし
ての立場を明確にしたほうがよいのでは。

田島課長 文化財保護条例だが、審議会の所掌事務としては「文化財の保存管理活用
に関する重要事項を調査審議し、ならびにこれらの事項について教育委員
会に建議する」という規定になっている。今回については市から審議をお
願いして、意見として建議いただいたということで受け止めたい。

神立委員 決定権はないということか。
相原会長 これまでの意見を集約し建議としてまとめ、提出するのが一番良いのでは。
文面については事務局にお任せする。これまでの意見を十分に吟味し、落
ちのこないように表現してもらいたい。

(2) 指定文化財候補について

金子主査 新規の文化財指定候補に松原庵星布の俳額を検討している。現物も本日あ
るので、確認をお願いしたい。

【佐藤主事による説明】

金子主査 松原庵星布の没後 200 周年ということもあり、指定に向けて動いていき
たいと考えている。ご意見をお願いしたい。

【俳額の確認】

神立委員 市史編さん室に聞くとないと言いき、文化財課ではあるという。八王子市は
面白いなど。

岩橋委員 収蔵庫にしまっているのか。

佐藤主事 はい。

岩橋委員 展示したことはあるのか。

佐藤主事 はい。郷土資料館で作っていた展示ガイドに載っている。現在は収蔵庫で
保管している。

田島課長 図録に載っているのだから、文化財課でクローズにしているということは一切
ない。

相原会長 地域的には現在の下恩方の方、広範囲に渡っている。星布の門人が代表作
を額に納めて残そうとしたと思われる。江戸後期の俳句の様子がわかる歴
史資料という性格がある。こうした点を踏まえて議論してもらいたい。

佐藤主事 星布の自画像 1 点が指定文化財になっている。

神立委員 それ以外の星布の史料はないのか。書き残したものなどの文献的な史料は。

佐藤主事 句を詠んだ短冊、8 冊出した句集はあるが八王子にはなく、殆ど散逸してしまっており、所有者は個人。福生…。

神立委員 福生にあるのか。

岩橋委員 かなりあります。書状も集めていて、特展をできるくらい持っている。守田有昇がこれを引き継いでいる。その関係で福生が持っている。

神立委員 あまり八王子市にはないのか。

岩橋委員 あとは犬目の小野家の文書の中から発見される。それから光石さんが本にしてかたから書房から出版している。

神立委員 現物として殆ど市は持っていないということか。八王子市出身なのに。

佐藤主事 はい。

相原会長 松原庵星布についての資料をまとめたものは光石さんが作っているが、それ以外の物は散逸して、無いのではないか。

佐藤主事 それから市外の方が個人で短冊を購入し収集していて、かなり持っている。

岩橋委員 この方（小磯先生）は相模女子大の国文の先生で大野先生と親しくて、大野さんにいろいろ見せていただきながら、国文学の視点で松原庵星布を研究し、研究所を出している方。

神立委員 大野さんのところにはないんですか。

野嶋委員 あると思いますよ。

神立委員 大野さんは千人頭の指定をしているでしょう。まったく持っていないとは思えない。

相原会長 今回の件は松原庵星布だからということもあり、無名であれば候補にもならない。星布の活動の軌跡が確認できるということで指定する価値があるだろうということで。

神立委員 これは昭和 63 年まで八坂神社にあったのか。

佐藤主事 寄贈されるまでの経緯が明確ではない。

神立委員 ずっと扁額として飾られていたかどうかはわからないのか。

佐藤主事 状態がいいので、八坂神社で保管していたのかもしれない。

加藤委員 八坂神社はコンクリートで造られた新しい神社だと思う。昭和 53 年くらいに建て替えの話があったかもしれない。

相原会長 江戸後期の様子を伝えている物件として見ることはできるのではないかと。

金子主査 今のご意見を踏まえ、文化財指定の方向で進めてよろしいか。

全委員 結構です。

報告事項 (1) 八王子城跡平成 26 年度復元的整備について

新藤主任 26 年度の契約件名としては「国史跡八王子城跡御主殿跡復元的整備その 2 工事」となる。昨年度は保存樹木の関係で調査面積は 230 m²あったが、調

査を行った。結果として建物部分に池跡・庭園があったことが明らかになり話題になった。今年度、池はそのまま、埋め戻した主殿部分に礎石等を同素材で再現し、他には全面芝生を張った。工事内容は小規模で、7月から9月初頭に終わるような工事だった。それに伴い、御主殿入口にある看板の内容を変更する必要性が生じたためにそれを行った。また、池跡については文化庁の指導があり、調査できる状況が整い次第、調査できるようにしておいてほしいとのことだった。池の水の出入がわからないこともあり、今回は池には手を付けていない。池の調査状況については解説板に示した。さらに芝の張り替えもあったが、復元的整備はこれで終了となる。今後については9月8日に看板の付け替えがあり、18日に竣工検査となる。

神立委員
新藤主任

池は最終的にどうするのか。

まだ結論は出ていない。山の方に調査領域を広げていきたい。ただ斜面地であり、国有林でもある。また補助金をもらって作った擬岩もある。全体の方針がある程度定まり、条件を整えば改めて調査をしたい。見せ方をどうするかも含め、まだ検討の余地がある。今の段階では解説板でのみ説明することに落ち着いた。

相原会長
新藤主任
相原会長

国の方針としては、整備計画そのものは保留ということか。

御主殿の復元的整備については、当面は現段階で終了ということになる。

のりの部分についてはアウトラインが出てくるという話だったと思うが、文化庁ではそこまで整備計画の範疇にあるのか。

田島課長

八王子城跡に関しては、平成26年度までの保存管理計画に基づいて整備をしている。現在、平成27年度以降の保存管理計画を策定中。この中で御主殿・池跡の整備についての方向性を示し、次の段階として整備計画・整備の実施設計という形で池跡をきちんとやりたいと考えている。ただ急斜面地なので、治山治水対策を施さなければ危険が伴う上、発掘中に雨が降れば土砂崩れなどにより遺構が破壊される可能性もあるので、安全性や確実性を検討しながら整備を図りたいと考えている。

神立委員
新藤主任
神立委員
新藤主任

お金と時間がかかる。

まず時間がかかる。

遺構があることはわかっているのに調査しないのはもったいない。

御主殿の中の土地は市の単独事業として、林野庁から購入した。今後は森林管理署が管理している土地を購入したい。補助金を得なければ購入できないが、補助金は私有地の公有地化に使うものなので、所管替えという形で行う予定。

田島課長

国によると、名勝指定できるほど価値のあるものだということなので、学術的調査も含め、明らかにしていきたいと考えている。時間のかかる話だとは思いますが、今回の保存管理計画の中で位置づけて進めていきたい。

相原会長 将来計画の含みがあるということによろしいのでは。

その他

田島課長 9月8日からの第3回市議会定例会において、八王子城跡曳橋の解体と次の橋の実施設計の費用を計上した。この曳橋は昨年9月にたわみや腐食によって危険があると考えられていたため、通行止にした。その後、橋の調査を進めた結果、改修して使用するのとは不可能という結果になった。当初、復元的架橋を検討していたが、平成元年・2年の工事、あるいはそれ以前の林道整備の中で、復元できるような史料・遺構が見つからなかった。よって、現在の橋が八王子城のイメージとして定着しているため、加えて時間的制約もあるため、イメージを確保しつつ現在の位置に架橋することとした。調整については八王子城整備専門委員会を設け、先生方には個別に確認し調整している次第。

相原会長 イチョウの件については、審議会の意見を建議することとする。文化財指定候補については進めていくということをご了解いただきたい。

閉会